

東日本大震災の被災者の支援活動業務に従事した職員に支給する特殊勤務手当に関する規則及び新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事した職員に支給する特殊勤務手当に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第65号

東日本大震災の被災者の支援活動業務に従事した職員に支給する特殊勤務手当に関する規則及び新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事した職員に支給する特殊勤務手当に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 東日本大震災の被災者の支援活動業務に従事した職員に支給する特殊勤務手当に関する規則（平成23年名古屋市規則第56号）
- (2) 新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事した職員に支給する特殊勤務手当に関する規則（令和 2 年名古屋市規則第83号）

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。